

(公 印 省 略)

平成30年7月18日

太田市立毛里田中学校 保護者 様

太田市立毛里田中学校

学校長

「毛里田中学校 部活動方針」の策定について（お知らせ）

日頃より、本校の部活動の運営に関し、ご理解・ご協力をいただいておりますことを感謝いたします。

このたび、本校といたしましては、「国のガイドライン」、「県方針」さらに「太田市部活動方針」を踏まえて、「毛里田中学校 部活動方針」を策定しました。

これは、休養日の設定や活動時間・朝練習等について、生徒の心身の健康を重視したり、けがの未然防止やストレスによる意欲の低下を配慮したりすることにより、生涯にわたって運動や文化に親しむ態度を養うことを目的とするものです。また、働き方改革による教職員の多忙化解消の観点から策定したことも、ご理解願いたいと思います。

本校では部活動に対して、生徒一人一人が目標を持ち主体的に取り組む中で、たくさんのごことを学んでくれることを信じ、顧問は頑張る生徒に寄り添い、応援していきたいと思ます。

なお、策定した「毛里田中学校 部活動方針」は太田市教育委員会の取り決めにより、市内の全中学校が9月1日より運用することになっていることをご了承ください。

毛里田中学校 部活動方針

平成30年7月18日
太田市立毛里田中学校

1. 合理的かつ効率的な活動の推進のための取り組み

(1) 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理
- 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）
- 体罰・ハラスメントの根絶
- 適切な休養日の設定
- 体力向上や技能・技術の向上により、生涯を通じて運動や文化に親しむ態度の育成
- ストレス等による意欲低下の未然防止
- 技能や記録向上のための科学的トレーニングの積極的な導入
- 休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な指導
- 生徒との信頼関係の育成

2. 適切な休養日の設定

(1) 週当たりの休養日の設定

- 平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。
 - ※土・日曜日に両日も活動できるのは、以下の①②の場合とする。ただし、2週を目安に代替休養日を確保すること。練習や練習試合での両日の活動は行わない。
 - ①土・日曜日の両日が大会である。
 - ②日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

(2) 長期休業中の休養日の設定

- 長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。
 - ※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

(3) 活動時間の設定

- 平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。
 - ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。
- 各部顧問は毎月、活動計画および活動実績報告を作成し、校長に提出する。
 - 練習計画や試合日程等は事前に保護者に周知する。

(4) 朝練習について

- 放課後の練習時間が十分に取れる5月～7月は、原則として行わない。
 - 5月～7月以外で実施する場合には、希望者のみとし、保護者の承諾を得る。

3. その他

- 部活動検討委員会の設置…部活動の取り組みや活動を評価し、改善するための組織を設置する。学校評議員会およびPTA本部役員会を充てる。
- 大会、練習試合の移動手段…原則、公共交通期間を利用する。ただし、保護者の協力を得る場合は任意保険に加入してもらおう。
- 太田市教育委員会の方針により、9月1日から、太田市内の全ての中学校が運用する。
 - ただし、9月1日以前（夏休み中より）であっても1年生、2年生による新チームから運用しても構わない。